

2024年 3月 19日

神栖市一般廃棄物収集運搬業許可取得のお知らせ

この度、神栖市の一般廃棄物収集運搬業の許可を令和6年3月11日付けで取得しました事をお知らせいたします。

これまで神栖市内で一般廃棄物として焼却処分されていた食品系廃棄物が当社の仲介により、県内外の中間処理施設でリサイクル資源として有効活用される事になりました。

様式第5号 (第12条関係)

指令第193号

一般廃棄物処理業等許可証

住所 千葉県千葉市稲毛区山王町423-17
氏名 日本環境開発株式会社
代表取締役 久次 道博

令和6年1月26日付けで申請のあった一般廃棄物処理業等については、神栖市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第12条の規定に基づき、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	千葉県千葉市稲毛区山王町423-17 日本環境開発株式会社
許可種別	一般廃棄物収集運搬業
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(可燃ごみ)
営業の区域	神栖市内
営業の許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日
許可条件	業の遂行にあたっては、法律・条例等または指示事項を遵守すること。車両には社名、所在、連絡先を明記すること。また、神栖市の許可車両であることを掲示すること。

令和6年3月11日

神栖市長 石田 進